

「ガスグリドル付こんろ」と「入力値が 4.8kW を超え 5.8kW 以下の IH 調理器」の離隔距離が規定されました。

[遠野市火災予防条例別表第3](#)には、厨房設備、調理用器具等について、火災予防のため可燃物などから離すべき距離の基準（離隔距離）が設けられています。

平成 28 年 4 月 1 日に遠野市火災予防条例が改正され、新たに次のことが定められましたのでお知らせします。

1 「ガスグリドル付こんろ」を[別表第3](#)に追加

近年、家庭用ガスこんろの下部に、ガスグリル（直火によって、主として放射熱で調理する機器（いわゆる魚焼き器））ではなく、ガスグリドル（直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器）を備えた機器が、市場に流通するようになったことを踏まえ、その安全性を検証の上、ガスグリドル付こんろを別表第3に追加した。

グリルとグリドルについて

グリル付こんろ



※グリル

直火によって主に放射熱で調理する機器

主たる調理メニュー

・・・魚焼き

グリドル付こんろ



※グリドル

直火によって加熱したプレートによって

主に伝道熱で調理する機器

主たる調理メニュー

・・・魚焼き、肉料理 他

2 入力 5.8kW 以下（1口当たりの入力 3.3kW 以下）の電磁誘導加熱式調理器（IH調理器）を別表第3に追加

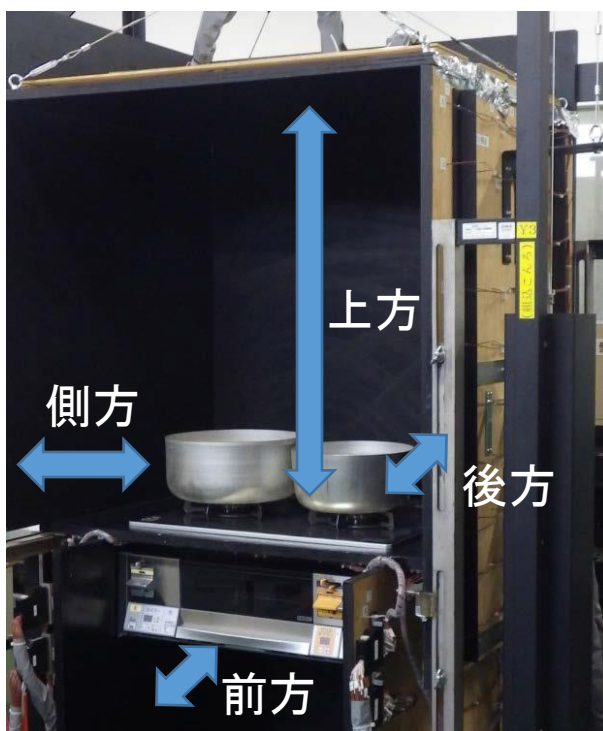
近年、入力 5.8kW であるIH調理器（グリル等の複合品も含む。）が多く流通するようになったことを踏まえ、その安全性を検証の上、こんろ部分の全部がIH調理器である場合に限り、機器全体の入力 5.8kW 以下で1口当たりの入力 3.3kW 以下であるIH調理器を別表第3に追加した。

※例：入力 5.8kW のIH調理器（グリル複合品）



※参考：一般社団法人日本電機工業会に加盟する会員（電磁誘導加熱式調理器メーカー）では、製品ラインナップの8割以上が、 5.8kW の電磁誘導加熱式調理器となっている。

- 3 火災予防のため可燃物などから離すべき距離の基準（離隔距離）
追記された各機器の離隔距離は下記のとおりです。



【厨房設備・気体燃料】（14kW 以下）

組込型こんろ：グリル付こんろ・グリドル付こんろ、

キャビネット型こんろ：グリル付こんろ・グリドル付こんろ

表面仕上	上方	側方	前方	後方
不燃	80 c m	0	—	0
不燃以外	100 c m	15 c m	15 c m	15 c m

【電気調理用機器】

- (1) こんろ部分の全部が I H 調理器のもの (5.8kW 以下 1 口当たり 3.3kW 以下)

表面仕上	上方	側方	前方	後方
不燃	80 c m	0	—	0
不燃以外	100 c m	10 c m	—	10 c m

- (2) こんろ部分の全部又は一部が I H 調理器でないもの (4.8kW 以下 1 口当たり 3kW 以下)

表面仕上	上方	側方	前方	後方
不燃	80 c m	0	—	0
不燃以外	100 c m	20(10) c m	—	20(10) c m

() はこんろ部分が I H 調理器の場合